

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札(見積)書に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版(縦使い)とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、工事件名、住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印等を押印したものを提出すること。
- 4 直接工事費は、設計図書で提供した内訳書を参考とし、種別・工種別ごとに記載をすること。
- 5 最下欄の工事費計は、入札(見積)書の応札金額と一致していること。
※工事費計と応札金額が不一致の場合は、無効として取り扱うものとする。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから、1万円未満の端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など、理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。